

Title	保険商品説の研究
Sub Title	A study on commodity theory of insurance
Author	庭田, 範秋
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.10 (1955. 10) ,p.801(63)- 814(76)
JaLC DOI	10.14991/001.19551001-0063
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19551001-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Mittelalter. S. 110. (従つて Manus & Hufo の貧乏負擔者よりもその負擔能力は劣る。)

(22) F. Lütge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. S. 101.

K. Lamprecht, Skizzen zur Rheinischen Geschichte. S. 185—211.

(23) F. Lütge, ebenda. S. 16.

(24) A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 32.

(25) 「C. L. 以下は『Mancipia』三田學會雜誌第四十七卷第四號。

(26) F. Lütge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. S. 8, 19.

(27) F. Lütge, ebenda. S. 45.

(28) F. Lütge, ebenda. S. 45, 50.

(29) F. Trautz, ebenda S. 109.

従つて C. L. Urk. Nr. 40. Z. 8. "ut quando in hac mortalite divina iussione uixero" を指すのであらう。

(30) A. Dopsch, Herrschaft und Bauer. S. 25. F. Lütge, ebenda S. 99.

(31) A. Dopsch, ebenda S. 27, 28.

35.)

(32) A. Dopsch, ebenda S. 135. F. Lütge, Deutsche Sozial und Wirtschaftsgeschichte. S. IX (Vorwort).

(33) F. Lütge, ebenda S. 102. ナキハトキ時代は若干の reale Leibeigene 状態であらう。

(34) O. Brunner, ebenda S. 99.

(35) O. Brunner, ebenda S. 270, 463.

X X X

[Friedrich I の Reichslandfried(1152—1186)を Bauerntum 形成の契機とするに於ては、これは次回に譲る。]

保險商品說の研究

庭田 範 秋

一 商品とはなにか

マルクスの「資本論」が「資本制生産様式が支配的に行われる諸社會の富は一の『老大な商品集聚』として現象し、個々の商品はかかる富の原基形態として現象する」と云う有名な冒頭の文言をもつて、その研究が商品 (Die Ware) の分析から始められていることは、この「資本論」において展開される全研究過程が、その端初としての商品形態の、論理的かつ歴史的な自己發展の表現、規定および確認だと云う、豫見的な意味において、十分に注意される必要がある。「ブルジョア社會にとつては、勞働生産物の商品形態あるいは商品の價值形態が經濟的な細胞形態である」。商品生産の最高發展段階である資本制社會では、「資本論」の敘述の出發點をなしている商品は、最も一般的な・最も捨象的な・生産關係を表わす。「資本論」はここから出發してより複雑な・より特殊な・より具體的な・生産關係を表わす貨幣、資本等々へ——それらの内面的な辯證法的發展關係に従つて——上向して進んで行く。しかしてまた

保險商品說の研究

商品は資本の原基的形態であるとともにその歴史的前提でもある。商品生産そのものの發展が辯證法的に行われ、その最高發展段階である資本制社會の經濟構造が、先行諸段階を自己のうちに基礎として取入れて、自己のうちに辯證法的にそれらを編成している。「商品は資本主義發生の出發點であり、資本主義の一般の特徴である」。これらの説明をまつて近代社會は資本制社會の經濟的運動法則が暴露せられる。前掲「資本論」冒頭の一句において、近代社會の經濟的構造、運動を分析、暴露する研究の全過程の端極と端初、到達點と出發點とが對立の統一として鮮かに規定せられている。

「單純商品生産は、第一に、社會的分業を前提としている。そこで、個々の生産者はそれぞれ種類のちがう生産物をつくる」。すなわち商品生産は資本制生産よりも舊く、奴隸制度、封建制度下にも行われたが、封建制度の崩壞期には、單純商品生産は資本制生産の發生の基礎となつた。總ての、少なくとも大多數の生産物が商品の形態をとるのは資本制生産様式の基礎の上であり、生産物が商品として現われるには、直接的物々交換にその端を發する使用價值と交

換價値の分裂が完成されている程度に發展したところの、社會内部における分業を條件とする。

「第二に、生産手段と労働生産物との私有を前提としている」。(6) 手工業者や農民の單純商品生産は資本制生産とそれが商品生産者の個人労働を基礎とする點で異なる。「單純商品生産は、それが生産手段の私有にもついているという點で、基本的には資本主義生産とおなじ型のものである。……小商品生産は、資本主義的關係が發生し發展する出發點となるのである」。(7) 生産手段の私有一般と云う生産關係が行われていると云うことは、労働生産物が一般に商品形態をとると云うことであり、また生産手段の私有と云う生産關係は、労働生産物の商品形態を通じてのみ維持せられよう。

「商品となるためには、生産物は、それが使用價値として役だてられる他人の手に、交換を通して移讓されねばならぬ」。(8) 一定の限度における商品流通および貨幣流通、従つてまた一定の程度における商業の發展は、資本の形成と資本制生産様式の前提であり出發點であるが、しかし他面においては、商品は資本制生産の生産物であり、結果である。最初に資本制生産の原素であつたものが、後にはそれ自體の生産物として現われる。資本制生産を基礎として初めて商品であることが生産物の一般的形態となる。資本主義社會の商品は大量的な商品として存在する。

「商品はさしあたり、その諸屬性によつて人間の何らかの種類の欲望を充たすところの、一の外的對象・一の物である」。(9) ある物の有用性 (Nützlichkeit) はその物を使用價値 (Gebrauchswert) たらしめる。使用價値は使用または消費においてのみ自らを實現

し、人間の個人的欲望を直接にみたすか、または財貨を生産する手段として役だつことができる。「諸使用價値は、富の——その社會的形態がどうあるうとも——質料の内容をなす。吾々によつて考察されるべき社會形態においては、それらは同時に、交換價値 (Tauschwert) の質料的擔い手をなす」。(10)

「交換價値はさしあたり、ある種類の諸使用價値が他の種類の諸使用價値と交換される場所の、量的關係すなわち比率——時および所とともに絶えず變動する一の關係——として現象する」。(11) もろもろの商品體の諸因子のうちから使用價値と云う異質的なものを捨象してしまつと、そこに残るのはそれらの諸商品が總て人間労働の生産物であるとする共通の性質だけである。價値 (Wert) は商品と云うかたをとつた商品生産者の社會的労働であり、商品の交換價値はその價値の現象形態である。

商品は使用價値と價値なる二重の性格を有する。商品は使用價値と價値との統一である。商品の價値は使用價値と離れては存在せず、價値と離れては有りえない使用價値である。なんらの使用價値をも有さない商品は商品でなく、價値を持たない使用價値も商品ではない。

商品の二重性の要因は、商品と云うかたをとり労働の二重の性格である。具體的有用労働 (konkrete nützliche Arbeit) が商品の使用價値をつくり、抽象的人間労働 (abstrakte menschliche Arbeit) が商品の價値を形成する。しかし商品形態が労働生産物の一般的形態となり、人間の労働力が商品となつて賃労働の形態をとり、自己の労働力を販賣するにはなんらの制限も受けないが、

同時に自己の労働を販賣する以外には生存の途を知らない自由無産の労働者が出現し、他方一定の貨幣額の蓄積が達成せられ、生産手段の私有、獨占が實現して、直接生産に携わらない資本家が發生するや、ここに資本制的諸關係、とりわけその根本をなす剩餘價値生産の諸關係が成立し、資本制生産様式に従つて生産せられる各個の商品は、資本およびそれによつて創造せられる剩餘價値の一部分の擔い手として現われる。

(註1) Karl Marx; Das Kapital, Volksausgabe besorgt vom M.-E.-L.-Institut. Bd. I, 1932. 長谷部文雄氏譯、青木書店版、マルクス「資本論」第一部 上 第一篇 第一章 第一節 一—三頁。

(註2) „Zur Kritik der Politischen Ökonomie.“ Erstes Heft. Volksausgabe. Besorgt vom Marx-Engels-Lenin-Institut, Moskau, 1934. マルクス・エンゲルス選集 補卷 3、大月書店刊、マルクス・レーニン主義研究所編「經濟學批判」第一部 第一篇 第一章 七頁では、「一見したところ、ブルジョアの富は一つの膨大な商品集合としてあらわれ、個々の商品はその富の要素的定在としてあらわれる」と。

(註3) 前掲「資本論」第一部 上 第一版への序言 七〇頁。
(註4) (註5) (註6) (註7) ソ同盟科學院經濟學研究所著 マルクス・レーニン主義普及協會譯「經濟學教科書」第一分冊 第二篇 第一第四章 一一二—一一三頁。
(註8) 前掲「資本論」第一部 上 第一篇 第一章 第一節 一二

三頁。

(註9) (註10) (註11) 同右 一一三頁、一一五頁、同上。

一 保險商品説とその批判 (1)

保險を商品的に扱う風習が、實際界においては支配的傾向であり、特に米國において一般化していることは、つとに保險學者によつて指摘されているところであるが、わが國においても保險商品説は古くより主張せられていて決して珍しいものではない。

代表的な保險商品説の主張者である末高 信氏はその著「生命保險論」(一一五—一九頁)(昭和十二年九月十九日、千倉書房)において、「生命保險の商品としての性格」なる章をもつて、「生命保險はその加入者に對し、その生活の保障を興ふることをその職能とする」(1) しかして「生命保險施設への加入者、即ち生命保險の購買者より見れば、生命保險のこの職能は、即ち生命保險給付と稱する一の無形の商品の品質である」とする。「生命保險なる商品の内容をなすところのものの中には、保險施設及契約者並びに保險價格に關する部分と、所謂保險約款として知られるところの生命保險の品質をなす部分とが包含される」(2) として保險の發達につれての生命保險なる商品内容の分化傾向を述べ、さらに保險約款の内容に對する國家の廣大なる監督權の保留の理由に言及し、「生命保險は元來その加入者を廣く一般に求むるものであるが、一般の人々は必ずしも生命保險契約の個々の内容を吟味して、その商品を購入するものには非ず、況んや保險施設間の異なる約款を吟味して、その一を選択するものは極めて稀れである」(3) から、生命保險なる商品の品質を各施設

協定して均一にし、殊に品質の基本的部分についてはこの必要が大である」と論ぜられている。

さらに同氏は「生命保険販賣員とその職能」(昭和十六年十月十五日、矢野恒太君保険關係五十年記念會)(若橋矢野恒太君保險關係五十年記念文集 六七四—六七五頁)なる論文において、「同じく保險でありながら、海上保險と生命保險とは、それによりては保護せらるゝ危険が相違し、従つてその商品としての效用が相違するのであるが、それと同時にその販賣學上の性質も異つて居る」。すなわち前者は海運業者や貿易業者の収益を保護し、船主、荷主等が自ら進んでこの海上保險なる商品を買入れるのが普通で、これは販賣學、商品學の買廻品(Shopping Goods)に該當するが、後者は一般の人々に對してその老後、死後の生活を保障するものであつて、販賣學、商品學上の便宜品(Convenience Goods)にして、これを製造販賣する側の積極的努力なくしては、これは普及し難く、充分の成果も擧げえないと。そしてさらに火災保險の販賣學上の性質については、工場、會社等の大口火災保險は買廻品であり、小口の火災保險、傷害保險は便宜品であつて、ようするに火災保險のそれは買廻品と便宜品の「兩者の中間」にあるとされている。

那須野義勝氏は「生命保險販賣學」(一一三頁)(昭和十五年五月十三日、有光社)なる著書において、「生命保險の外野は、一箇の商品である保險證券を顧客の需要に應じて販賣する、即ち生命保險證券といふ信用を基礎とした無形の商品が必要者である契約者に販賣して保險契約を締結せしむる誘引をなす行爲」と述べ、保險證券なる商品取引の特長を、「生命保險證券の販賣にあつては、商品即

ち生命保險證券が賣手の手を離れた後、即ち保險契約が締結せられて買手の手許に渡された後になつても、一定の期間——所謂事故の發生するまでは毎年繼續して保險料の拂込を要するから一般商品の販賣と異なつて賣買當事者間の取引關係といふものが保險料の拂込を要する期間繼續すること——商品取引關係の連續性——と、「一般商品の場合に於ては、これを購入することに依つて直ちにその商品の價值を享受することが出来るけれども、生命保險證券の場合にあつては、これを購入しても直ちにその價值を享受することは出来ない」——價值享受の將來性——との二點に認めている。

近藤文二氏も「保險學總論」(三六五—三七四頁)(昭和十五年六月三十日、有光社)において、「保險はそれが何人の利益のためであらうとも、その利益を欲する各加入者各自の儲金によつて形成される」と云う意味の保險の有償性から説き起して、「保險の有償性は自らそこにまた保險の商品性をもたらす」、社會保險を別して、個人保險は純粹なる保險は一種の商品にして、保險が企業によつて提供される限りそれはむしろ當然である。

同氏はさらに續けて、リーフマンの保險商品説とそれに續く「保險なる商品が持つ效用を保險加入者の心理的性質に求め、これを保險加入者の保全感(Sicherheitsgefühl)として把握する」とする保險のかかる效用すなわち使用價值に關する所説を、「保險の商品性を組上にするのはいふまでもなく保險と流通との交渉を明かにせんがために外ならない」から、「保險の有償性に關聯してその購はるべき對象としての保險の商品性について問題となるのは……保險商品の實體である。即ち保險給付の具體的内容である」と論じてい

る。そしてロートケールの實物給付(Sachleistung)、勤勞給付(Dienstleistung)、副次的な實物給付(Nebenleistung)として

の生命保險の保健施設(Gesundheitsdienst)、責任保險の權利保護(Rechtsschutz)に關する問題にも言及して、「保險給付は本來保險金の給付であるべく、保險商品の具體的内容は、常に一定量の貨幣である。たゞ便宜上それが實物に姿を代へるだけのことである」。つまり保險なる商品は一般の商品とはその範疇を異にする一種の假裝的商品である。「一定額の貨幣に對する一種の解除條件附債權であつて、しかも株券、社債券の如く自由に轉賣することを許されないものであると見る」。しかして保險料は必ずしも現實の保險金に對し支拂われるものでなく、保險事件の發生に際してのみ一定の保險金が支拂されると云う經濟的關係におかれることに對して支拂われるのであつて、「隨つてかかる經濟的關係の獲得を一種の權利として把握し、これに商品性を與へることは決して、經濟的立場を見失つたわけではないのである」と。

「保險は、一般の商品の如く、交換を通じて他人のために生産される勞働生産物ではない」として、上述の債權が持つ使用價值は問題とならないとし、「保險なる債權によつて代表せられる交換價值が、何處からもたらされ、また、如何なる場合如何なる量においてもたらされるかが明かとなればよいのである」とする同氏の主張は、さらに「保險商品は保險加入者の集團即ちいはゆる保險團體によつて生産されるのである」。保險團體が保險債權に對して現實に支拂う貨幣額は、實は保險商品の買手たる保險加入者が商品の代價として保險團體に支拂つた貨幣額の蓄積から支拂われるのであるとし、

「各個の債權者、各個の買手から見れば、保險證券によつて代表せらるる貨幣額が、現實に貨幣として自己の手に入るか否かは偶然であるが、債權者全體、買手全體の立場からいへば、保險料として支拂はれた貨幣額が保險金として戻つてくるだけのことである」と進んで、保險商品の價格に保險料の性格、形成過程の研究へと發展している。

保險商品説の反對論としては、ロールベックの⁽⁴⁾、保險を將來生ずる可能性ある給付に對する請求權(Rechtsanspruch)と解して、これをいかなる商品でもないとした説が有名であり、わが國でも古くは森 凱雄氏の「生命保險經營論」(七六一—七七頁)(昭和二年十一月五日、巖松堂書店)における説、生命保險業を老死を慮る人々の相互扶助精神に基づく加入者相互の共濟團體と解し、「生命保險は、加入者が、毎年所定の保險料を納め、之に對して、保險經營者側から、保險金支拂事故發生の場合に於て、保險金の支拂を爲すものであると、單に、恰かも、生命保險を、物品賣買の如く考へてはならない。若し、假りに、斯様な人は、保險の何たるかを知らず、既に、過渡時代に屬する人にして、全く、時代の推移したる今日、一笑に附すべきものであらう」と。非常に徹底した反對論と目せられる。

西藤雅夫氏の「保險學新論」(二七三—三〇五頁)(昭和十七年三月一日、立命館出版部)における「保險の非商品性」なる主張は、理路明哲、論理精細にして、極めて卓越せるものである。同氏は保險を「經濟の合成産物」とし、「この經濟は、交換の原則によりて成立し、この交換の流れの表面に現はれるものは、云ふまでもなく

商品であるから、經濟學の問題は、當然に商品に集中せられる。保險理論を經濟學的に打建てんとする多くの學者が、右の事實に注意を奪はれ、保險そのものをも商品として考察せんとするは、極めてあり得べきことであり、從來の「法律的若しくは技術的解釋より脱し得なかつた保險理論に不満を抱く人達にとりては、むしろ意義ある企」であるが、しかも「保險は、商品とは別個のものであり、保險現象は、商品概念によることなくして、分析解明し得られる」。廣く一般に行われている保險商品説は「別段に深き根據がある譯ではない」と斷じて、「保險の本質は……資金の交流と云ふ特殊の機構に外ならない」。たんなる制度としてだけでなく、「保險の理論を經濟學的に打建てんとする限り、まづ、事業としての保險が考察せらるべき」であり、事業としての保險は「貨幣流通の機構に成立する」、「貨幣としての保險料と保險金の交流の間に成立する」ところの資金授受と云う意味の金の金融事業であり、「加入者は、かゝる金融事業としての保險の機構のうち、或は貯蓄の目的を以て或は、損害填補の目的を以て入り込む」。これらの目的はいずれも「將來の經濟生活の確保と云ふ廣き目的に含みとられるであらう」と。

同氏は保險商品説を論難せられて、まず「保險事業は、保險なる商品の生産販賣の事業」として、保險を一の無形商品と解する説——特に末高 信氏の——は、「單にそのみでは、その然る理由とその性質とが明かにせられたとは云ひ難い」と難し、タムによつて例示せられている「保險料を價格となし、従ひてまた、その算定を原價の計算として取扱ふ」ところの間接的に保險を商品とする説は、「これらの所説に於ては、保險料が價格とせられながら、如何

なるものゝ價格たるかを説明せられてゐない」、保險料の價格たる本質は不分明であると批判し、マーンネス、モーブレイの説でもある「保險の本質を契約關係と見、保險料を保險者の給付に對する報酬とする」、すなわち保險料を價格とし、保險金の支拂いを販賣とするところの法律的解釋に基づく保險商品説の立場は、保險の經濟的解釋と法律的解釋の混合せるものにして、「保險を商品とする一聯の見解よりすれば、或は左程の意義を有するものでない」と斷じ、最後にロールベックに例を見られる「保險を特殊の商品若しくは商品類似のものとする」見解、彼の保險商品性を否定し、これを一種の請求權としながら、なおこれに拂込まれる保險料を價格として取扱う保險商品類似説は、「こゝにありても、保險本質に就ては、これを商品若しくはその類似のものとしてゐる譯ではない。いな、むしろそれが否定せられてゐる場合すらある。然るに拘らず、理論の展開から見れば、逆にこれを肯定してゐると認めざるを得ないのである」とその矛盾を指摘している。

同氏は保險の商品性を吟味し、事業としての保險を考察して、保險金としてのと保險料としての貨幣の提供の對立的二面のある、この貨幣の交換に保險の商品性を見出すとすれば保險金も保險料も商品たるべきに、從來の保險商品説が「保險の商品たる性質を保險金の側のみ認めるは、たゞ恣意的であり且つ半面の理論に過ぎない」と論じ、また交換の概念は本來特定二者の對立から導き出されるものであるが、保險において「貨幣の提供が對立すると見るならば、それは、保險企業と、多數の加入者のうちの蓋然的なる不特定の二八との關係を、然く名付けたのであつて、これを交換と見るこ

とには多分の無理がある」と。

勞働の生産物としての商品については、「保險證券を以てそれであるとするが如きは、問題とならない」。また「保險企業に於けるこの勞働——(本質としての保險が事業化され、保險給付が現實にはこの勞働によつて實現する)——を、勞働の生産物と考へるとしても、それは、加入者の附加保險料によりて償はれるのである。併し乍ら、加入者は、これに對して受取るべき何ものをも持たない」。

「保險が、單純に需要と供給との對立によりて成立する結果として、所謂需要供給の法則は、これにそのまま適用せられ難い」。保險は生産と云う方法によらないから、技術的要求さえ充しえらるるなら需要に應じて無制限に供給しえられる。保險料を價格と見るとしても、それは需要増減によりて騰落せず、時としては反對の現象を示すであろう。常に需供均衡、正常價格(normal price)と市場價格(market price)は常時一致するとする。「斯くの如き保險の需給關係の特殊性を認めるならば、保險の給付を勞働の生産物たる商品と見るは、不可能でもあり、またその必要もなう」。さらに保險料はいわゆる大數の法則のもとに算定せられるから、景氣變動により加入者數の増減があつても、この法則の適用せられる範圍では保險料は不變に保たれる。これは「一般の事業に於て需給に現はれるところの景氣の變動が、その影響を敏感に價格に與へると、根本的に異なる」。かくて一層保險料はこれを價格となし難く、保險を商品と認め難くなる。

保險金請求權(安全性(Sicherheit)、安全感(Sicherheitsgefühl))および補償(Verschönerungsschutz)などの關係財を保險商品とする

る見解には、加入者が保險料拂込みによつて獲得するのはこれらではなくして、「彼が保險料と保險金との資金交流の過程に置かれると云ふことが、彼にとりて、安全性や安全感や補償を齎らすのである」。これらは「保險の機構を、云はゞ加入者の心理的内容に立入りて、然く名付けたるに外ならない」と。

- (註1) 西藤雅夫氏「保險學新論」二七八頁、印南博吉氏「保險經濟」(改訂版)二五二頁。
- (註2) Liefmann, R.; Ueber Begriff und Wesen der Versicherung. Versicherung und Geldwirtschaft. 1925. Nr. 5.
- (註3) Rothkegel, W.; Naturalersatz als Leistungsprinzip. Berlin. 1932.
- (註4) Rohlbeck, W.; Das Problem in der Individualversicherung, Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft. 1933. Band 33. Heft III.
- (註5) Tamm, H.; Betrachtung zur Preisbildung in Privatversicherung, Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft, Band 32. Ht. 3.
- (註6) Manes, A.; Versicherungswesen, Band 1, 1930.
- (註7) Mowbray, A. H.; Insurance, 1937.

三 保險商品説とその批判 (2)

戦後のわが國保險學界において、保險商品説の研究は盛んであ

る。加藤由作氏は損害保険講義録「海上保険」(一頁)(昭和二十六年、損害保険事業研究所)にて「海上保険業者は恰も海上保険という商品を販賣しているのであつて、保険者の填補責任の範圍または内容を定める法律または約款は保険商品の品質、銘柄を決定するもの」にして、海上保険學すなわち海上保険商品學であると、米谷隆三氏は「保險制度」(三五四頁)(損害保險實務講座 第一卷、昭和二十九年四月三十日、有斐閣)において、生活利益の經濟上におけるあり方を基準として分けられる經濟的な保險の種類、兩者の性格が對蹠的である「企業保險は商品的性格をもち、家計保險は役務的性格をもつ」と述べている。また經濟學者高田保馬氏は「經濟學原理」(二五六―二五七頁)(昭和二十二年五月二十五日、日本評論社)において、「保險とは一定の事變の生起を條件として實現する可能的債權の賣買を云ふ」として、加入者が債權の金額たる保險金をなびとかの手によつて受取るべく支拂う保險料を價格と稱している。

岡部寛之氏は、その斬新なる内容のゆえに廣く學界を刺戟し裨益するところ極めて大であつた論文「保險と價值論」(三二―三七頁)(昭和三十年三月、保險學雜誌 第三八九號)において、「保險とは信用制度一般の基礎にたつて萬一の場合に危險を擔保するを内容とする信用という商品を組織する資本主義的企業である」との、保險の本質的な把握を別とする、一般的、概觀的考察としての保險の定義を示して、商品が商品たる諸規定の ①人間労働の生産物について、「保險は資本の偶然的廢減に對する貨幣的操作の代行という『資本家的』存在そのものであつて、それは人間労働の生産物そのものではない」が、「保險は貨幣的操作という労働の中の特種なものに對

する部分的、抽象的、非有機的、さらには抽象的労働力としてあらわれる」點において、「労働力が具體的な、人間的有機體の一括された労働力としての商品」であるのと相違するが、これは假象的商品としての労働力一般に比してより保險を假象的商品とすると述べている。

②保險の使用價值について。まず使用價值とは社會的人間のなんらかの諸慾望をなんらかの仕方で充足する諸屬性に有用性をもつていと云うことを示し、「この點に於て保險の使用價值は萬一の場合に危險を擔保すると云う點に於て他人の慾望を満足する使用價值であつてはならない。その使用價值は單に觀念的、抽象的な有用性もしくは效用そのものにすぎないのであり、然る限り使用價值たり得ない」。そして保險の使用價值はむしろ労働力としての保險労働の使用價值に求むるべく、「だがその場合保險労働は何等その價值に等しい價值を再生産するものでない。その使用價值はなにも價值を形成するものでなく、保險資本としての労働力は唯單に既存の價值を控除占有する使用價值としてのみあらわれる」。この限りにおいて保險は商品たりえず、假象的商品たる内容も多分に缺くと論述している。

③交換について。保險においては「保險資本家がWなる保險を販賣してGなる貨幣を取得した場合にW→Gの過程がそれで終了したのではなくして、保險資本家は資本の偶然的廢減の發生する迄はWなる商品がその手許に保留されているのである」とし、保險は本質的には保險資本家の保險購買者(保險加入者)に對する價值の保管占有にして、「そこに於ては交換は餘りにも假象的である」と。

④利潤追求、餘剩價值獲得の手段として。資本主義社會の「商品に於て重要な事は餘剩價值の追求であり、實現である。この事が轉倒して餘剩價值を追求、實現し得る一切のものが商品となる」。この見解よりすれば「保險はより多分に資本制商品である」と主張する。

さて同氏は普通の商品がまず單純なる商品として現われてそれが資本として顯現するのに對して、「保險は資本としてあらわれ、その資本が『保險』をして商品の様相、擬制を呈せしめるのである」。そして「保險は單純なる商品としてはあまりにも假象的商品であるが、資本制商品としてはまさに商品そのものである。とは云え商品一般の規定としては、これを商品として規定するよりも、むしろ假象的商品として規定する事が妥當であらう」と結論されている。

佐波宣平氏は「保險學講義」(七一―九三頁)(昭和二十六年七月五日、有斐閣)にて保險商品説を批判し、「これは歴史的に見て實物給付が貨幣給付にとつて代るようになって以來のこと」であり、(1)もと保險類似制において事後處置としてただ一つであつた給付が、現代的保險においては、給付(保險料)と反對給付(保險金)という互に對應する二つのものに分れたこと、(2)近代資本主義の成立によつて、保險の對象とする固有の危險をもたない者が特に營利企業者の形をとつて著しく大規模な組織をもつ保險者として立ち現われたこと、(3)保險者に對應する保險契約者が原則として集團性を缺く個別的な存在であること等が保險商品説發生の要因であるが、「保險をば市場に賣買される普通の有形財商品、しかも大量生産される工業製品と全く同じ」とし、保險の附從契約の點をもつて、保險料、

保險契約條件の保險者決定の事實をして普通商品の場合と同一視する見解に對し、「保險が特に一般商品と異なるところは、そこに、買ひ占め・賣り惜しみ・賣れ残り・退藏(ストック)がなく、轉賣や買ひ戻しを目前の投機的需要がないことから明白である」。保險には需供間に空隙なく、需要即供給を本質的に構成するからであるとして、「保險をただちに一般商品と同一視することは許されない」と。

「印南博吉氏の「保險經濟」改訂版(二五二―二五三頁)(昭和二十九年二月六日、白桃書房)においても、保險を一個の契約とし保險料を報酬とする法律學的保險商品説を批判し、「保險は商品でなく、保險料はその對價でない。保險の奉仕給付は集團的給付(Kollektivleistung)であり、特殊な信託事業であつて、これを商品と呼ぶことは誤解を招くゆえんである」としながらも、後半において商品の物神崇拜の性質が支配的である社會では、保險者は保險證券を販賣し、保險料をその價格とし、保險給付を一の無形商品とし、加入者をこの特殊商品購買者、保險團體はこのような「顧客」の偶然的集團とする保險商品説は、「これは資本主義社會にいかにもふさわしいみかたなのである」との相反する二説が踵を接して述べられている。

西藤雅夫氏はごく最近の勞作「保險學の立場」(五一―一二頁)(昭和三十年七月、保險學雜誌 第三九〇號)において、經濟生活確保説、欲求充足説(入用説)、その他の學說においてもきわめて多くの學者が、厚薄の差はあれ、保險商品説に屬している事實を指摘し、「のみならず、商品説として最もすぐれた見解は、實は、經濟生活

・確保説のうちに見出される」と述べている。

さて同氏は保険の本質たるところの保険機構を、「その運営の擔當者であり、また供給者たるところの、保険企業の存在を前提とし需要者たる多數の加入者が、これをめぐつて、個々に結びつくことによつて、具體的に成立している」と説明し、「保険の效用を實現せしめる特有の技術というのは實は、この保険企業の經營操作であり、また、企業としての、もろもろの手段の體系に他ならない」。しかして保険の技術たるこの操作はつねに貨幣の授受として現われ、「保険企業は、まさしく、それみずからの操作として、この貨幣の授受を擔當する」。「この貨幣授受の關係を交換と見て、賣買の概念をとり入れるにしても、實は、加入者にとつては、みずからのものをみずから受取るという關係に於て、一定の保険金に對して、あらかじめ一定の保険料を支拂うにすぎぬ」のであるが、この場合にもなお商品の概念から離れ得ない理由を、「實は、その奥に於て、保険契約の意識に支配されているからである」と論じ、「それは法律學的解釋を、たまたま經濟學的用語に置きかえた、いわば擬制にすぎない」。「保險學が、舊來の法律學の領域から進んで、經濟學としての體系をととのえ、ついに、商品説の形に於て、學問的地位を獲得したが、しかもそのすぐれた商品説に於て、測らずも、初期の學説の誤謬を暴露するに至つた、と見る事ができる。皮肉にも、否定されたはずのものを、いまは異つた形で肯定しているのである」と。

四 保險は商品か

商品が商品であるための要件は、「(A)勞働生産物——價值であ

險資産も蓄積せられて、ここに保險の效用發揮のうらづけが生じ、その有用性實現の段階に到達するのである。同じ保險にしても、保險加入者數が多くその資産が大であり、従つて保險金支拂能力の大なる企業のものほど、その安心感は大となる。保險料拂込みの行爲は一の經濟制度としての保險成立の基礎的にして最重要な一過程であつて、これを交換現象と見ることはできない。

保險料と保險證券の交換とすること。わが國商法 第六四九條

①「保險者ハ保險契約者ノ請求ニ因リ保險證券ヲ交付スルコトヲ要ス」と規定せられ、保險者は保險契約者の請求があつた場合にのみ保險證券を發行すれば足るのである。しかしこれの發行が常態となつてゐるのは、このことが保險契約當事者雙方にとつて便宜だからだけであり、現に保險契約繼續の場合には、これが新契約の發生たるにも拘わらず、新に保險證券を發行することなく、従前の保險證券と繼續保險料領收證をもつてこれに代えるのが一般である。保險證券は契約成立の要件ではない。かつまた保險證券はたんなる證據證券に過ぎず、契約書にあらざ、設權證券、引渡證券、有價證券のいずれにも屬さない弱效力のものである。〈保險料をもつて保險證券を講入するハ保險證券を保險料と引換えに販賣する〉とする見解は、保險證券が法律的に上述のごとき性格のものであるかぎり、これを妥當なるものとする事はできない。

保險料と保險給付すなわち保險金あるいは現物との交換とすること。保險金は保險事故發生の場合に支拂われる。これは總ての各一件々々の保險契約につき生ずると云つた現象ではなく、大數法則の、確率の原理に則つてそのうちのある特定の若干契約につき發生し、

ること、(B)使用價值——他人のための使用價值、社會的價值であること、(C)しかも交換を通じてそれが使用價值として役立てられる人の手に渡ること⁽¹⁾であることされるが、保險商品説も特にこれらの諸點からの研究を必要とする。

さてマルクスは、商品はその諸屬性により人間の欲望を充たす一外的對象・一の物であるとし、「これらの欲望の本性は、それが例えば胃の腑から生じようと、幻想から生じようと、何ら事態を變化させない」と論じ、「願望は欲望を含む。それは心の食慾であつて、飢餓が肉體にとつて自然的なものと同じく自然的である。……大多數(の物)は、心の欲望を充たすがゆえにその價值をもつ」とこれに註して、「ある物の有用性は、その物を使用價值たらしめる」と示しているが、すべての人が保險に加入するのは、「不確定なる將來に對する經濟上の保護を得ようとする動機」からであり、保險に共通な特質的な目的は可能的な損害または缺乏に對し保障を得んとする一般の考慮にして、保險に加入することは將來の經濟生活に安心せんとする現在の心の欲望を充たすことであつて、この安心感の體化したものである保險證券は、原則として保險契約者當人にかその精神的な有用性を齎さず、他人がこれを所有したとしてもならぬのなほどの安心感も生じないのが特色である。

交換と云ふ見地より保險を考察してみると、元來保險なる物がすでに生産され(保險者のもとに)、陳列あるいは提示せられて(保險仲立人、代理店および外務員によつて)、販賣(保險契約者に)すなわち貨幣(保險料)と交換せられるとするのは正しくない。保險料の拂込みがあつて初めて保險金の支拂いが可能となり、かつ保

多くの保險金受取人は事故不發生のゆえに保險金を受取ることが無く、そしてそうでなくては保險は成立しないし、また意味がない。保險料と保險金は必ずしも交換されるものではなく、このことは現物填補の場合でも同じである。かつまた一旦保險金を受取つたとしても、これは保險契約者の醸出する保險料の一部の純保險料が集聚・蓄積せられたものに過ぎず、契約者全員として見れば自らのものを自ら購入すると云ふことになり、これは明かに保險者による一種の貨幣技術的操作の代行とすべきであつて、ここにもいゆるる交換現象なるものを發見することはできない。

「あらゆる物が商品となる資本主義社會はもろんのこと、ある程度に種々なる物が商品として互に關係し合うということになる」と、それは決して一商品が他の特定の商品と互に交換されるということにはならない。商品はあらゆる商品と交換せられ得るものなればならないからである⁽⁷⁾。ところで資本の商品化した、「所有者に所得をもたらす有價證券のかたちで存在する資本⁽⁸⁾」である擬制資本、すなわち株券、債券および手形がその市場である證券取引所で賣買せられるのと相違し、保險證券は有價證券ではなく、證券市場に登場することもない。「保險證券は、手形のやうに證券的債務を設定するものではなく、保險金請求權は保險料の正規支拂其他の義務履行等、保險證券外の種々の事情に懸つてゐるから、單獨に流通するには不適當である」。「保險證券は……證據證券、要因證券、要式證券で、時には免責證券たることもある。保險契約上の權利には絕對性がなく、その發生原因たる行爲即ち保險契約と不可分の要因的權利であるから、保險證券は要因證券である⁽⁹⁾」。従つて手形のように

うに絶對權を表象する證券に比し移轉の自由が著しく制限せられるのである。保險證券は移轉せられること少なく、市場で賣買せられると云つたものでなく、貨幣とも交換せられず、従つてまたあらゆる商品と交換せられうるものでもない。

保險費用は賣買、簿記、貨幣等の純粹の流通費用や運輸、保管の諸費用と同じく流通費用の一種である。流通費用は資本家的生産關係の内部において資本化されなければならない。純粹の商品の賣買が商業資本によつて行われるのと同じく、保險、運輸、保管の流通費用は資本家的に分擔經營せられて、これは流通費用の節約の結果を齎す。

マルクスは商品および運輸の結果を利用効果という用語で表している。そして「運送費用の生産費用たる所以は、……運送費用によつて生産されるのは、運送位置變化なる利用効果そのものである」⁽¹³⁾。利用効果とは使用價值の一變化であつて、それが對象的形態をとらぬ場合を云い、利用効果は生産過程の持續中にのみ消費され、生産過程と共に消滅する。そしてそれと共に新たに創造された價值も自己を移轉せしめるもの有無に拘らず消滅するのである。

かかる利用効果こそが、例えば運輸なる生産過程の直接の生産物であつてそれ以外にない。物質的生産の一領域であり、人間や商品を運送する運輸産業は、労働對象について空間的變化、場所的變化なる一つの實體的變化を齎すが、「人間の運輸にかんしては、このことは、その人たちに企業家によつて提共される一つのサービスとしてのみあらわれる」⁽¹⁴⁾。このサービスの購買者を乗客とし、販賣者を運輸企業家としているが、この場合、販賣し購買せられているも

のは利用効果そのものである。

ところで保險費用はいかなる意味においても生産費用でなく、運輸費用が利用効果の生産費用であるのとは相違する。運輸業が——として保管業においても同じであるが——利用効果の生産であり販賣であるごとくに、たとえ保險費用が運輸費用や保管費用と共に流通費用の一たりとしても、保險業をこれらと同一領域、同一性格の産業と理解してはならない。

共に商業資本の一種でありながら、貨幣取扱資本と商品取扱資本とはいかに區別せられるか。「純粹な形態の貨幣取扱資本……は、商品流通の一モメントである貨幣流通の技術、および貨幣流通から生ずる貨幣の諸機能と關係するだけであるのに、商品取扱資本は商品轉形と商品交換を媒介し、このような商品資本の過程を産業資本から分離した一つの獨立的資本の過程としてあらわさせる」⁽¹⁵⁾。商品取扱資本の資本としての運動がG—W—G'と云う獨特の一流通形態を示すのに對し、貨幣取扱資本は轉形の物的諸契機ではなく轉形の技術的諸契機にだけ關係して、そこには商品取扱資本に認められるような特定の形態は存在せず、ただ貨幣流通の技術的媒介に必要な貨幣資本が特定の資本家すなわち貨幣取扱資本家たちによつて前貸・投下されるかぎり、資本の一般的形態(G—W)はここにも見出される。そして「商品取扱資本は、たいていのばあい、資本(自己資本であれ、借入による他人資本であれ)の大部分を商品の購買のために投下し(委託買業者、賣買仲介業者は資本を商品の購買のために投下しないで、他人の商品買買を媒介するにすぎない)、他の一部分をそのほかの商品買買上、簿記上の純粹流通費用のため

に支出するのにたいして、産業資本家や商人たちの流通内にある貨幣資本をとりあつかう貨幣取扱資本家は、けつして流通に必要な貨幣量そのものを貨幣資本として投下するのではなく、貨幣流通の技術的媒介に必要な貨幣資本量だけを投下し、これを純粹流通費用(貨幣の純技術的諸操作のために必要な事務所、事務所の敷地、事務上の諸要具や労働力などの諸費用)として支出する」⁽¹⁶⁾。

かくのごとき兩資本の特長を考察すれば、保險資本は明かに貨幣取扱資本に屬するものであることが解る。保險資本は貨幣の純技術的諸操作のために必要な事務所、事務所の敷地、事務上の諸要具および労働力などの諸費用に支出され、貨幣の純技術的諸操作とは「純粹保險料の獲得・集聚↓責任準備金の蓄積・運用↓保險金の支拂」であつて、保險業は保險なる商品の轉形・交換を媒介するものではなく、上述の貨幣操作の代行業であり、その經營機構には「(1)事業經營の中樞機構を形成する統轄業務、(2)保險料の收納、(3)保險金の支給のほか、(4)資産の管理運用の四つの主要業務を處理する機構がある。このほか一般事務として記録、計理、統計、庶務などの諸事務がある」⁽¹⁷⁾。

「貨幣取引は何らかの獨立なる取引ではない、獨立なる流通部面ではない。加之それは、言葉の眞の意味に於ける取引でさへない」⁽¹⁸⁾。……「貨幣取引業者は經濟的意味に於ける如何なる轉形をも如何なる流通をも行はない」⁽¹⁹⁾。彼は事務所の敷地を買つたり借りたりし、また使用人を備うが、しかし事務所の價值や使用人の労働力の價值やはいずれも再生産されたり流通界において移轉されたりしない。彼の資本は貨幣形態よりこれらの流通上の諸要因に轉化する。これ

らの費用のために前貸された資本は他の源泉すなわち生産部面において造出されたる剩餘價值から回收せられる。これは貨幣資本の生産資本または商品資本への轉化ではなく、たんなる貨幣の支出に過ぎないのである。そして貨幣取扱資本のもとに雇傭され、その命令下に貨幣の技術的諸操作を行つている出納係、正金引換人、簿記係等々の労働者とは賣買は無關係に行われ、彼等の仕事は流通によつて生起せしめられるものではあるが、それ自身は流通ではない。彼等の労働力は價值も剩餘價值も生産せず、生産資本の諸要素とはならない。貨幣取扱業者の一種である保險業における保險労働者の労働力は、なんらの價值および剩餘價值も生産せず、そしてもちろん保險は労働生産物では決してない。

さてここに本稿の結論を記せば、すなわち保險は商品にあらず、従つて保險商品説は、少くとも經濟學的には、これを正當なる所説と認めることはできないと。

(註1) 遊部久藏氏「價值と價格」一〇九頁。

(註2) 前掲「資本論」第一部上 第一篇第一章第一節 一三—一四頁。

(註3) Josef Hupka; Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Konkursrecht, Band 66.

フツカの保險の定義は經濟生活確保説(Wirtschaftliche-Schutztheorie)に屬するものとされている。「保險契約とは當時者の一方(保險契約者)が、將來の欲求を確實に充足せんとする目的をもつて、一定の事故または時點(保險事故)に對

し、相手方(保険者)より給付を受けることを約する有償契約であつて、その給付の支拂範圍または反對給付への關係は、保険契約者または第三者の財産或は人身に關する不確定な事實によつて定まるものである」と。

(註4) 他人のためにする保険契約と云うのがあつたが、この場合でも社會的常識からして、この他人と保険契約者間とに經濟的、血縁的その他なんらかの關係があり、この他人のために保険を附することがすなわち契約者自身のために好影響、好結果を齎すからであらうとされる。

(註5) A、保險の經濟的效用 (一)個別經濟的效用 1、個別經濟的信用増進 2、個別經濟資本の維持、所得保全 (二)國民經濟的效用 1、一國産業の維持・發展 2、金融力増強 (三)國際的效用 1、國際通商關係の緊密・隆昌、2、國際經濟の安定・發展。B、社會的效用 1、社會生活の安定・向上 2、事故發生の防止 3、健全な社會精神涵養。

(註6) 「現實の生命保險の現象形態は、長期の養老生命保險と終身保險が大部分を占めて居るが……満期受取りの場合を想定するのは、それを貯蓄として考えることである。」(淺井啓三氏「社會勘定上より見たる生命保險の經濟的構造」一六頁、保險學雜誌 復刊第五號 通卷第三八二號)

(註7) 宇野弘藏氏「經濟原論」上卷 二六頁。

(註8) 前掲「經濟學教科書」第二分冊 第二篇 第一 第十二章 二九九頁。

(註9) 新法律學辭典(編集代表我妻榮、有斐閣)「保險證券」

八九七頁。ただし小町谷操三氏はこれを有價證券と見ている(小町谷操三氏「海上保險總論」二海商法下卷五 四三五頁)。(註10) (註11) 相馬勝夫氏「保險契約法通論」三六頁。

(註12) 「併し乍ら、保險證券は全く移轉し得ないものではない。即ち、無記名式の場合には無記名債權として證券の交付に依り、指圖式の場合には指圖債權として證券の裏書に依り、移轉することが出来る。」(同右 三六一三七頁)。

(註13) 「資本論」の高島素之氏譯では利用效果とし(③一一七頁)、長谷部文雄氏譯では有利用效果としている(第二部 全一九三頁)。

(註14) 安部隆一氏「流通諸費用の經濟學的研究」九二頁。

(註15) Theorien über den Mehrwert, aus dem nachgelassenen Manuskript, Zur Kritik der politischen Ökonomie“ von Karl Marx, herausgegeben von Karl Kautsky. I, Die Anfänge der Theorie vom Mehrwert bis Adam Smith, Friedenau 1905, Fünfte, unveränderte Auflage, Stuttgart, 1923. 長洲一二氏譯「剩餘價值學說史」第二冊 第一卷 付論「生産的勞働の概念」二五三—二五四頁。

(註16) (註17) 飯田繁氏「利子つき資本の理論」三〇—三三頁。

(註18) 岡 乾治氏「保險學」三二七頁。

(註19) ローゼンベルグ著 淡徳三郎氏譯「資本論註解」(第四卷)八六一八七頁。

(昭和三十年八月十四日)

書評及び紹介

勝部 元著

『現代のファシズム』

四國巨頭會談は、これまでにないなごやかな雰圍氣のうちに終了し、その結果は、完全に成功であつたとは云えないまでも、相當の成果をもたらした。これによつて世界の緊張は大分やわらげられ、戰爭の危機は遠のき、米ソ兩陣營の平和的共存への希望は益々強くなつてきたかのような感がある。しかしながら、よく考えてみるとわれわれ日本人には、ただこれだけで戰爭の危険が去つたと、手放して喜ぶことは、まだ早いような氣がしないだろうか。

一方において、話し合いによる平和への努力が叫ばれ、世界の大局がその方向にむかつていくと考へられていく、まさにそのとき、新聞はつぎのような事實をもたらして、われわれをおどろかした。すなわち、アメリカ軍當局は、日本および沖繩に、いわゆる「オネスト・ジョン」と呼ばれる原子砲をおくつた、というのである。この原子砲の發射する原子彈は、かつて廣島におとされた原子爆彈の三分の二に相當する威力を發揮すると云われるが、このようなもの

を何故、今頃おくつてきたのか。一方、これに對して、鳩山總理は議會での質問に弱々しくつぎのように答へたといわれる。「たとえ原子兵器でも、自衛のためならばやむをえない」と。わずか數ヶ月前、鳩山は、「アメリカがもし、日本に原子兵器をもちこむようなことがあつても、わたしはこれをことわる」と云つたことは知らぬ者もない。日本の支配者たちは、いま國民をあざむいて、いふことを、わたしはあえて云わなければならぬ。ジュネーヴでの巨頭會談で、アイゼンハウアー大統領は、ソヴェートのブルガーニン首相に「奇襲攻撃によつて、お互に被害をうけるのを防ぐために、米ソ兩國は、相互の軍事施設を飛行機上から撮影することを認め合おうではないか」と提案し、センセーションをまきおこしたが、わたしは、アイクのこのドラマティックな提案を、アメリカが原子砲を突如、日本におくつたという事實と考へ合わせてみると、アイクの提案は、あたかも芝居のようにこつけないじみたものであつたと感じないではない。そしてわれわれは、この事實のなかに、現代のファシズムそのものの姿をうかがうことができないであろうか。現代のファシズムは、かつてのファシズムが口を開けば、戰爭と侵略を謳歌したのとちがつて、民主主義となえ、必要とならば平和をも口にする。現代のファシズムの特徴は、およそこのように巧妙である。

二

以上のように、現代のファシズムは、かつてのそれとちがつて、民主主義という粉飾をこらして登場するために、ともすればその本